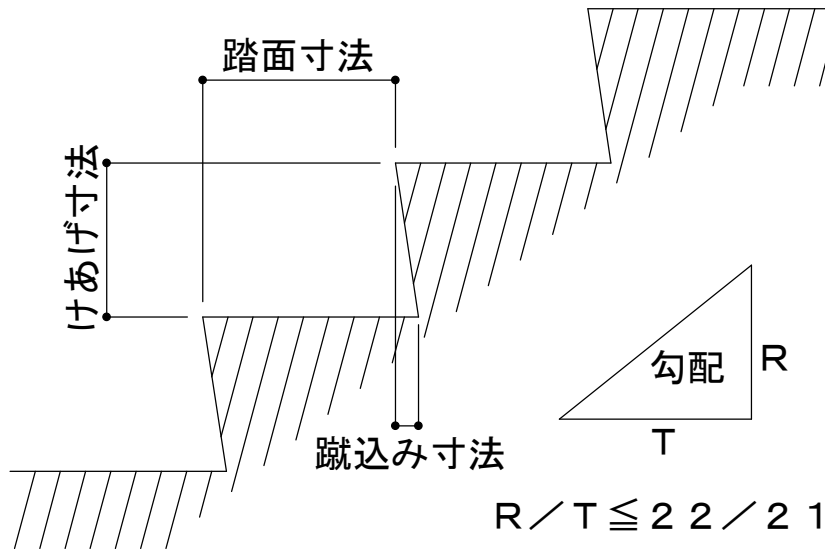


■階段 けあげ寸法・^{ふみづら}踏面寸法の関係

勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上であること。また蹴込みは30mm以下であること。

廻り階段部分における踏面寸法は、踏み面の狭い方の端から300mmの位置において測ること。



■階段 けあげ寸法・踏面寸法（例）

踏面寸法	けあげ寸法
195mm	178～204mm
200mm	175～209mm
205mm	173～214mm
210mm	170～220mm
215mm	168～217mm
220mm	165～215mm
225mm	163～212mm
230mm	160～210mm
235mm	158～207mm
240mm	155～205mm
245mm	153～202mm

踏面寸法	けあげ寸法
250mm	150～200mm
255mm	148～197mm
260mm	145～195mm
265mm	143～192mm
270mm	140～190mm
275mm	138～187mm
280mm	135～185mm
285mm	133～182mm
290mm	130～180mm
295mm	128～177mm
300mm	125～175mm

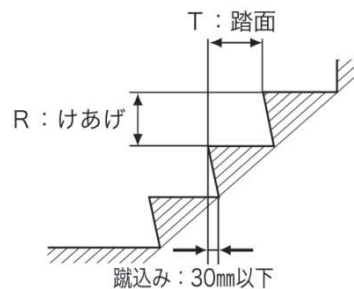
(3) 階段

次のア～エのすべてに適合していることとします^{注)}。

注) ホームエレベーターが設けられている場合はエのみ

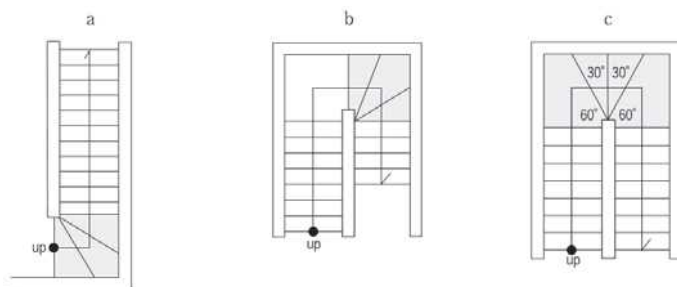
ア 各部の寸法は以下のすべての式に適合するものとします。

- ① R (けあげ) / T (踏面) $\leq 22/21$
- ② $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$
- ③ $T \geq 195\text{mm}$



※ 次の a～c のいずれかに該当する部分にあつては、アの規定は適用しません。

- a 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分
- b 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分
- c 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度および 60 度の順となる回り階段の部分



イ 蹴込みは 30mm 以下とします。

ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300mm の位置における寸法とします。

エ 建築基準法施行令第 23 条から第 27 条までに定める基準に適合するものとします。

よくある質問 <階段>

Q 回り階段の「踏面の長さ」はどのように算定するのですか？

A 踏み板の狭い側の幅木側面からそれぞれ 30 cm の位置を結ぶ箇所における寸法となります。(「けあげ」も同様です。)

